

## 幼児教育・保育の無償化に関する手続きのご案内 (施設等利用給付認定2号・3号)

### ○幼児教育・保育の無償化について

#### 施設等利用給付とは…

以下の施設または事業を利用する際、保育の必要性の認定を受けることによって、利用料が無償化（上限額有）となる制度です。このご案内では、**幼稚園等の預かり保育や認可外保育施設等の利用に係る無償化に関する手続き（施設等利用給付認定2号・3号）**について掲載しております。

施設等利用給付認定2号・3号については、保育の必要性をお持ちの方が対象となります。（→P8）  
該当の方はご案内に沿ってお手続きください。

#### ①対象施設・事業

#### ○幼稚園(新制度・私学助成)、認定こども園(教育・保育給付認定1号)の預かり保育

幼稚園、認定こども園（教育時間）を利用している児童が対象となります。

##### (1)対象年齢

- ・3～5歳児クラスの児童
- ・市民税非課税世帯の満3歳になった日から最初の3月31日までの児童

##### (2)無償化の上限額

| 対象者                                  | 認定区分 | 上限額（月額）                             |
|--------------------------------------|------|-------------------------------------|
| 3～5歳児クラス                             | 2号認定 | 11,300円（かつ日額上限450円）<br>保育の必要性の認定が必要 |
| 市民税非課税世帯の<br>満3歳になった日から最初の3月31日までの児童 | 3号認定 | 16,300円（かつ日額上限450円）<br>保育の必要性の認定が必要 |

※認可外保育施設、病児保育事業、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センターの利用料も無償化の対象となることがあります。

在園している幼稚園の預かり保育の体制が教育時間を含めて8時間未満、または、年間の預かり保育の開所日数が200日未満の場合に限ります。月額上限額は預かり保育の利用料無償化対象分を月額上限額から差し引いた金額となります。

※預かり保育のほか、幼稚園や認定こども園の教育時間の利用料も無償化されます。（新制度幼稚園、認定こども園は0円、私学助成幼稚園は月額上限25,700円）なお、手続きに関しては、通園している園にお問い合わせください。

#### ○認可外保育施設、病児保育事業、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター

認可保育園、幼稚園、認定こども園を利用していない児童が対象となります。

##### (1)対象年齢

- ・3～5歳児クラスの児童
- ・市民税非課税世帯の0～2歳児クラスの児童

##### (2)無償化の上限額

| 対象者               | 認定区分 | 上限額（月額）              |
|-------------------|------|----------------------|
| 3～5歳児クラス          | 2号認定 | 37,000円 保育の必要性の認定が必要 |
| 市民税非課税世帯の0～2歳児クラス | 3号認定 | 42,000円 保育の必要性の認定が必要 |

#### 【注】無償化の対象となる認可外保育施設について

無償化の対象となるためには、国の定める基準を満たした上で、市の確認を受ける必要があります。基準を満たしていない認可外保育施設は無償化の対象外となりますので、ご注意ください。（詳細は市ホームページ「認可外保育施設一覧」でご確認ください）

#### ②請求方法

利用料を園・施設にお支払いいただき、請求書に必要な書類を添えて、保育入園課までご提出ください。（→P5～P7）

# ○必要な手続き等の流れ

幼稚園等の預かり保育、認可外保育施設等の利用を無償化するために必要な手続き等の流れは、Ⅰ～Ⅳのとおりです。

※認可保育所、認定こども園、新制度幼稚園の利用料の無償化については手続きの必要はありません。

※私学助成幼稚園の利用料に係る無償化の手続きについては、通園されている幼稚園にご確認ください。

認定がない場合も  
利用は可能ですが、  
その場合は無償化の  
対象外となります

## Ⅰ. 『保育の必要性』の認定 →P3～P5

無償化の対象となるには、**施設を利用する前に市から『保育の必要性』の認定を受ける必要があります。**

(保護者が行うこと)

- ・必要な書類（申請書、就労証明書など）の準備
- ・市に申請
- ・施設等利用給付可否決定通知書の受領

### 必要書類

- ①申請書（第11号様式） or 変更申請書（第14号様式）→P4, P5
  - ②保育を必要とする事由の確認書類→P8  
（保護者それぞれについて必要です）
  - ③マイナンバー確認書類→P4
- その他、保護者の状況によっては追加で提出が必要となる書類がございます。→P8

## Ⅱ. 施設の利用(預かり保育・認可外保育施設等の利用)→P5

施設に利用料等をお支払いいただき、領収証等をお受け取りください。

(保護者が行うこと)

- ・利用した施設の事業に利用料金を支払う
- ・領収証等の受取 ※記載内容に要件があります。
- ・領収証等の保管

後から市へ利用料を  
請求する制度ですので、  
料金は一度、各施設  
へお支払いください

請求書の記載にあたりご注意い  
ただきたい点がございますので、  
記載例をご覧ください（船橋市  
HPからもご覧いただけます）

## Ⅲ. 市に請求（施設等利用費の支給申請等）→P5～P7

施設にお支払いいただいた利用料について、必要書類を添えて市にご請求ください。

(保護者が行うこと)

- ・利用月分の領収証等の整理
- ・請求書の作成
- ・市に請求（保育入園課まで、  
郵送または窓口にてご提出ください）

### 必要書類

- ①施設等利用費請求書（第1号様式）（保護者記入）
  - ②領収証等（領収証兼特定子ども・子育て支援提供証明書）
- その他、前年度から認定を受け、新年度に初めて請求を行う場合は  
**現況届と保育を必要とする事由の確認書類が必要です。**（→P7）

請求受付期間中（→P5）にご  
提出いただいた場合の支払いは  
概ね2か月後、期間外の受付の  
場合は次回の支払い時期となり  
ますので、ご注意ください

## Ⅳ. 口座振込→P7

ご請求いただいた内容を審査した後、原則保護者名義の口座に振り込みます。

入金のお知らせなどはござい  
ません。支払い時期を目途に指  
定された口座をご確認ください

# I. 保育の必要性の認定(施設等利用給付認定)

## I-1. 認定の種類と要件について

幼稚園等の預かり保育や認可外保育施設等の利用に係る無償化の対象となるためには、事前に保育の必要性の認定（施設等利用給付認定）を受けている必要があります。

認可保育所、認定こども園などの入所に必要な教育・保育給付認定とは異なりますので、ご注意ください。

施設等利用給付認定の種類と要件は以下のとおりです。

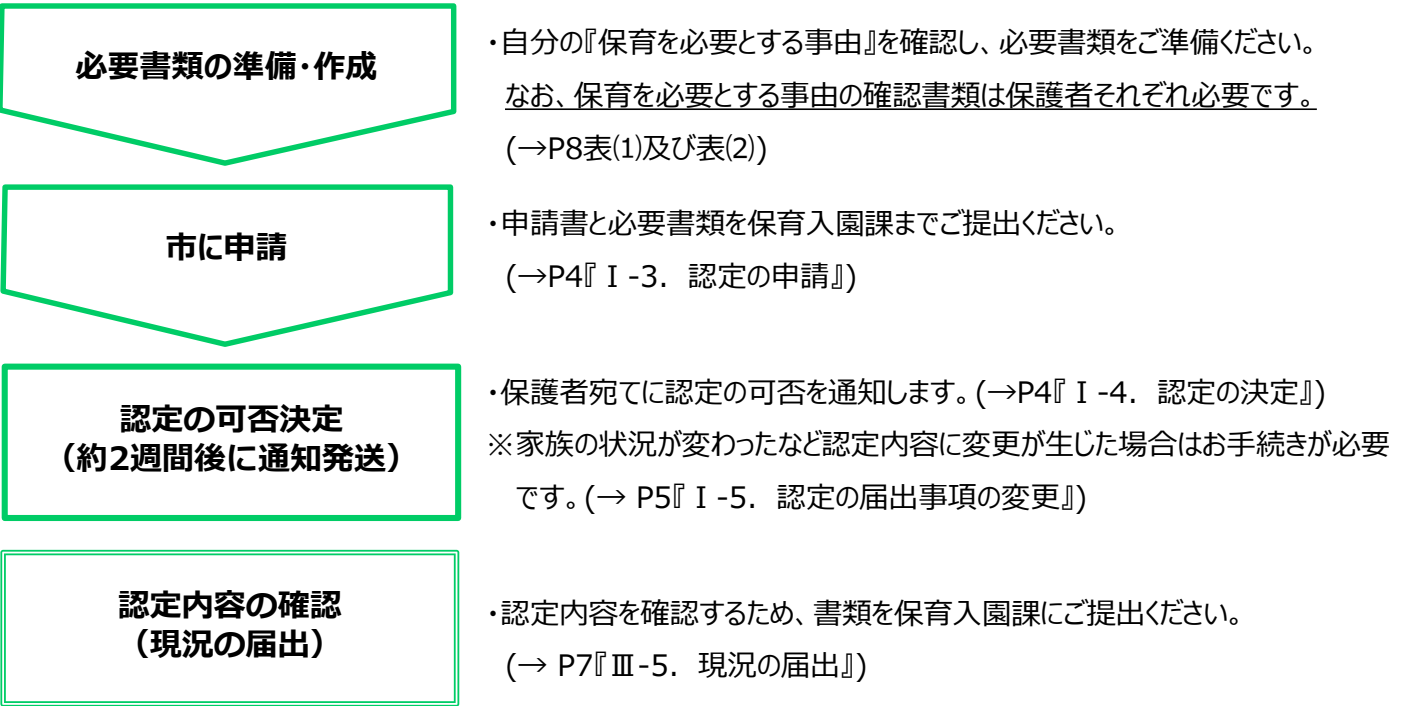
| 認定の種類         | 認定の要件                                                                                 |
|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 施設等利用給付認定（2号） | ①『保育の必要性があると認められる世帯』 かつ<br>②『3～5歳児クラスの児童』                                             |
| 施設等利用給付認定（3号） | ①『保育の必要性があると認められる世帯』 かつ<br>②『0～2歳児クラスの児童』 かつ<br>③『 <u>市民税非課税世帯（生活保護を受給している者を含む）</u> 』 |

- ① 『保育の必要性』の詳細につきましては、P8をご確認ください。
- ② 児童のクラス年齢は『各年度4月1日時点』の年齢です。年度途中で誕生日を迎えても、年度末までは同じクラス年齢となります。
- ③-1 市民税非課税世帯の判定は、通常児童の父母の課税状況のみで判断いたしますが、児童の祖父母と同居中の方の場合、条件によっては祖父母の課税状況を加味して判断する場合もございます。詳細は保育入園課までお問い合わせください。
- ③-2 施設等利用給付認定（3号）を希望される方のうち、当年ないし前年の1月1日時点で船橋市にお住まいでなかった方については、以下の条件に従って、以前お住まいだった市区町村が発行する市民税非課税証明書の添付も必要となります。なお、市外にお住まいであった方でも、マイナンバー確認書類（→P4）をご提出いただくことで、税資料の提出が不要となります。

| 認定を希望する日の属する月 | 税資料の添付が必要な方          | 必要な税資料                                  |
|---------------|----------------------|-----------------------------------------|
| 4月～8月         | 前年1月1日時点で市外にお住まいだった方 | 前年1月1日時点でお住まいだった市区町村の発行する（前年度）市民税非課税証明書 |
| 9月～12月        | 当年1月1日時点で市外にお住まいだった方 | 当年1月1日時点でお住まいだった市区町村の発行する（当年度）市民税非課税証明書 |
| 1月～3月         | 前年1月1日時点で市外にお住まいだった方 | 前年1月1日時点でお住まいだった市区町村の発行する（当年度）市民税非課税証明書 |

## I-2. 認定の流れ

幼稚園等の預かり保育や認可外保育施設等の利用に係る『保育の必要性』の認定までの流れは以下のとおりです。



# I. 保育の必要性の認定(施設等利用給付認定)

## I-3. 認定の申請

無償化の対象となるためには、保育の必要性の認定を受けている必要があります。

認定前に支払った利用料は無償化の対象になりませんので、ご注意ください。

申込みの際には、当パンフレットに綴じ込まれた記載例を参考に、『船橋市施設等利用給付認定申請書』を記入の上、ご自身の該当する『保育を必要とする事由』（→P8）に応じた必要書類を添付し、保育入園課まで郵送または直接ご提出ください。

認定の決定には、概ね2週間程度かかります。必要書類を確認し、余裕をもって申請書類のご提出をお願いいたします。

【必要書類一覧】

①船橋市施設等利用給付認定申請書（第11号様式）

※施設等利用給付認定1号を既に取得されている方は、『船橋市施設等利用給付認定内容変更申請書（第14号様式）』でも可能です。

②保育を必要とする事由を確認するための書類(→P8表(1)及び表(2))

③マイナンバー確認書類※（郵送の場合は写しの提出、窓口の場合は原本をご持参ください。）

※次に該当する方は、マイナンバー確認書類を提出した場合、必要書類の添付が不要となります。

|                                                                |                                           |
|----------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|
| 対象者                                                            | 不要となる必要書類                                 |
| 3号認定を希望される方のうち、当年ないし前年1月1日時点で市外にお住まいだった方                       | 以前お住まいだった市区町村が発行する<br>市民税非課税証明書（→P3 I -1） |
| 保育を必要とする事由（→P8）が「疾病・負傷・障害」に該当し、必要書類が身体障害者手帳または精神障害者保健福祉手帳の写しの方 | 身体障害者手帳または精神障害者保健福祉手帳の写し（→P8表(1)）         |

以下の書類をご用意ください。

（1）マイナンバーカードをお持ちの方

「申請する児童」、「保護者」のマイナンバーカード

郵送する場合、カードの表面と裏面それぞれのコピーを同封してください。

（2）マイナンバーカードをお持ちでない方

本人確認として、マイナンバー確認書類と身元（実存）確認書類をご用意ください。

◆マイナンバー確認書類（正しいマイナンバーであることの確認）

«対象者» 「申請する児童」、「保護者」

以下のいずれかの書類をご用意ください。

・有効な通知カード ※住所・氏名・性別・生年月日すべてが住民票に記載の事項と一致しているもの

・マイナンバーが記載された住民票の写し ※個人番号通知書は使用できません。

・住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載があるもの）

◆身元（実存）確認書類（マイナンバーの正しい持ち主であることの確認）

«対象者» 申請者（窓口を持参する場合は、申請に来た保護者）

以下のいずれかの書類をご用意ください。

・運転免許証    ・パスポート    ・身体障害者手帳    ・精神障害者保健福祉手帳

・療育手帳    ・在留カード    ・特別永住者証明書    等

## I-4. 認定の決定

認定が決定した場合、市より『施設等利用給付認定可否決定通知書』を保護者宛てに郵送します。

認定には有効期間が定められておりますので、必ず始期と終期を両方ともご確認ください。

認定の有効期間を過ぎると無償化の対象外となりますので、ご注意ください。



## I-5. 認定の届出事項の変更

認定を受けた後、申請時とご家庭の状況が変わった場合、速やかに『施設等利用給付認定内容変更申請書』または『施設等利用給付認定届出事項変更届』と必要に応じて証明書類等を添付していただき、保育入園課まで郵送または直接ご提出ください。

|                                 |                                                                                                             |
|---------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 船橋市施設等利用給付認定内容変更申請書<br>(第14号様式) | 保育を必要とする事由に係る変更<br>※保育を必要とする事由に応じた証明書類が必要になります。(→P8)<br>例①：就労→産休への変更(就労→妊娠・出産)<br>例②：育児休業→復職への変更(育児休業→就労) 等 |
| 船橋市施設等利用給付認定届出事項変更届<br>(第17号様式) | 上記以外の変更<br>例①：転居による住所変更<br>例②：携帯電話番号の変更 等                                                                   |

## II. 施設の利用（預かり保育・認可外保育施設等の利用）

- ①保育の必要性の認定（施設等利用給付認定2号・3号）を受けた場合、市で『確認』した施設の利用料が、償還払いにより無償化の対象となります。対象となる施設は、市ホームページでご確認ください。
- ②施設を利用した際には利用料をお支払いください。（施設に無償化の対象である旨お伝えください。）その際、以下の記載内容がある『領収証兼特定子ども・子育て支援提供証明書』（領収証等）を施設から受け取ってください。
- ※領収証等の名称は施設により異なる場合がありますが、以下の記載内容があれば有効です。

| 項目             | 記載内容                                                |
|----------------|-----------------------------------------------------|
| 特定子ども・子育て支援の内容 | 施設で利用した事業名（預かり保育、認可外保育施設、一時預かり事業等）                  |
| 提供した年月日（期間・日数） | 事業を利用した年月日 ※預かり保育を利用した場合は、その期間に利用した日数も含む。           |
| 提供した時間         | 事業を利用した時間帯 ※施設が定める標準的な時間帯で可。                        |
| 利用料            | 事業の利用料 ※以下の特定費用の内容を除く。                              |
| 特定費用           | 事業の利用にあたって必要な日用品、文房具等の費用、行事への参加費用、食事の提供に要する費用、送迎費用等 |

※『領収証』と『特定子ども・子育て支援提供証明書』を分けて交付される場合があります。

- ③領収証等は、支払った利用料を市に請求する際に必要になりますので、紛失等のないよう大切に保管してください。

## III. 市に請求（施設等利用費の支給申請）

### III-1. 利用月と受付期間、支払い時期

施設に支払った利用料について、3か月ごとに市から月額上限まで施設等利用費としてお支払いします。

利用月と、それぞれの請求の受付期間は以下ようになります。

| 利用月     | 受付期間 | 支払い時期（予定）     |
|---------|------|---------------|
| 4～6月分   | 7月中  | 受付締切日から概ね2か月後 |
| 7～9月分   | 10月中 |               |
| 10～12月分 | 1月中  |               |
| 1～3月分   | 4月中  | 6月上旬～7月下旬     |

- ※原則、受付期間中にご提出ください。ただし、やむを得ない理由により、受付開始後のご提出が困難な場合には保育入園課までご相談ください。
- ※受付期間に間に合わなかった場合、ご提出いただくことは可能ですが支払い時期は通常よりお時間をいただきますのでご了承ください。

|                                                                                                           |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 「過年度分の請求について」                                                                                             |
| 施設等利用費を請求できるのは、施設の利用月の翌月1日から2年間です。請求期限を経過すると請求できませんので、ご注意ください。請求期限が迫っている場合、上記受付期間に関係なく書類が整い次第速やかにご請求ください。 |
| 例）令和5年4月の利用分は、令和7年4月30日までに請求する必要があります。令和7年5月1日以降は請求できません。                                                 |

# Ⅲ. 市に請求（施設等利用費の支給申請）

## Ⅲ-2. 請求書類の提出

施設に支払った利用料を市に請求するには、以下の①～②(③)の書類が必要です。利用月に応じた受付時期に一式そろえて、保育入園課まで郵送または直接ご提出ください。様式・記載例等は市ホームページをご参照ください。

### 【必要書類一覧】

- ①『船橋市施設等利用費請求書（第1号様式）』
- ②当該請求に係る利用料の『領収証兼特定子ども・子育て支援提供証明書』（領収証等）
  - ・利用した施設から受け取ってください。（→P5）
  - ・複数施設を併用し、かつ、それらが施設等利用費の支給対象となる場合には、それらすべての分について、領収証等をご提出ください。
- ③『船橋市施設等利用給付認定子ども現況届（第13号様式）』及び必要書類（→P7）
  - ・年度初回の請求時にご提出ください。

## Ⅲ-3. 船橋市施設等利用費請求書について

施設等利用費請求書(第1号様式)（請求書）をご記入ください。請求額は以下の算出方法をご確認ください。請求書の内容に不備等あった場合には施設等利用費の支給ができません。その場合、不備内容のお知らせとともに請求書類一式を返送いたしますので、不備内容について適宜ご対応していただき、期間内に改めてご請求ください。再提出が期間内に間に合わない場合、次回以降の受付期間に改めてご請求ください。

## Ⅲ-4. 請求書の請求金額について

請求額の計算については以下のとおりです。

### A. 幼稚園・認定こども園（1号）に通園している場合

通園している施設の預かり保育事業が無償化の対象となります。

【各月の請求額＝以下の①～③のうち最も低い金額】

- ①11,300円（月額上限額） ※3号認定の場合は16,300円
- ②預かり保育事業を利用した日数 × 450円（日額上限額）
- ③実際に施設に支払った預かり保育利用料

その他、通園している園によっては認可外保育施設、一時預かり事業等も無償化の対象となる場合がございます。

※認可外保育施設・一時預かり事業等も無償化の対象となる幼稚園等については、市ホームページ「無償化対象・預かり保育事業施設一覧」でご確認ください。施設の欄が「○」の場合は併用可、「×」の場合は併用不可となります。なお、こちらは当該年度の開所日数、1日の預かりの時間によって決定されるものであり、年度によって変更がある場合がございますのでご注意ください。

併用可の場合の算定方法は以下のとおりです。

【各月の請求額＝以下の①～③のうち最も低い金額】

- ①11,300円（月額上限額） ※3号認定の場合は16,300円
- ②預かり保育事業を利用した日数 × 450円（日額上限額）  
+その他事業(認可外保育施設、一時預かり事業等)に支払った利用料
- ③実際に各施設に支払った各事業の利用料合計

### B. それ以外の場合（認可保育所、幼稚園、認定こども園等に通園しておらず、認可外保育施設等を利用している方）

【各月の請求額＝以下の①～②のうち、低い方の金額】

- ①37,000円（月額上限額） ※3号認定の場合は42,000円
- ②実際に各施設に支払った各事業の利用料合計

なお、月の途中から認定を受けた場合など、認定期間が月初から月末まででない場合、無償化上限額に日割り計算が必要となり上限額が減少いたします。詳細につきましては保育入園課までお問い合わせください。  
また、請求額が不明な場合についてもお問い合わせください。

### Ⅲ. 市に請求（施設等利用費の支給申請）

#### Ⅲ-5. 現況の届出(『船橋市施設等利用給付認定子ども現況届』等の提出)

施設等利用給付認定は、年1回以上、認定状況を確認する必要があることが定められており、年度初回の利用月分の請求（4～6月分の請求）の際に、請求書類と以下の必要書類を併せて保育入園課まで郵送または直接ご提出ください。様式・記載例等は市ホームページをご確認ください。



**【必要書類】**（毎年度の初回請求時のみご提出ください。ただし、当年4月1日以降に初めて2号・3号認定を取得された方は提出不要ですが、申請時と認定内容に変更がある場合は、別途変更申請が必要です。）

①『船橋市施設等利用給付認定子ども現況届（第13号様式）』

②施設等利用給付認定の要件（保育の必要性の事由）に応じた証明書類（→P8）

- ・現況確認のため、施設等利用給付認定を申請した際に添付いただいたものと同様の書類を保護者それぞれについて、ご提出ください。施設等利用給付認定の要件（保育の必要性の事由）が確認できない場合、施設等利用費を支給することができません。ただし、P8表(2)に記載のある追加書類については、自営業の場合の追加書類を除き、一度ご提出いただければ再度の提出は不要となります。
- ・就労証明書の有効期間は証明日より一年ですが、現況届に添付いただくものにつきましては当年4月以降に証明されたものが必要となります。その他証明日（及びそれに類する日付）の記載がある書類の有効期間は証明日から半年となります。
- ・証明書類は、直近に別のお手続きで保育入園課にご提出いただいている場合でも、必ずコピーをつけていただくか、既に提出済みである旨をお知らせください。ご連絡のないまま現況届のみご提出いただいた場合、書類不足としてお返しさせていただくことがあります。ごきょうだいの認可保育所等の現況確認等で提出した原本のコピーを再度ご提出いただくか、付箋でお知らせいただく等でも構いません。なお、その場合であっても、提出済みの証明書類の内容によっては再度提出していただくことがございますのでご了承ください。
- ・万一、認定を受けた際と要件が変わっていた場合、P5『認定の届出事項の変更』に従い速やかに変更申請書類をご提出ください。（申請当初は就労→現在は妊娠・出産の場合等）認定の変更手続きが完了次第、施設等利用費の支給手続きに移ります。なお、変更申請がない場合は、無償化の対象となる期間に空白が生じ、施設等利用費の支給額が減少してしまうこともありますので、ご注意ください。
- ・通常は毎年度4～6月分について7月に請求する際に添付していただくこととなりますが、施設等利用給付認定2号・3号については、認定要件を毎年確認するよう内閣府令で定められており、当該請求がない方におかれましても提出が必要となります（一定期間未提出の方については別途市より案内いたします）。

○3号認定者のうち次に該当する方は、追加書類が必要となる場合があります。

- ・当年1月1日時点で市外にお住まいだった方については、その市区町村の発行する当年度非課税証明書のご提出が必要となる場合があります。
- ・祖父母と同居されている方については、直近3か月の収入を確認できる書類のご提出が必要になる場合があります。詳細は保育入園課までお問い合わせください。

### Ⅳ. 口座振込（施設等利用費の支給）

船橋市の審査後、保護者指定の口座に施設等利用費として振り込みます。入金のお知らせなどはございませんので、支払い時期を目途に指定された口座をご確認ください。

○『保育を必要とする事由』・『必要書類』・『認定期間』

- ◆『保育の必要性』の認定（施設等利用給付認定2号・3号）を受けるためには、保護者それぞれについて、表(1)の『保育を必要とする事由』のいずれかに該当している必要があります。
- ◆ご申請の際には、全ての必要書類をそろえてご申請ください。必要書類一式が整わない場合、申請を受理することはできません。  
また、『保育の必要性』の認定は、必ず施設のご利用開始前に受けていただく必要がございます。そのため、十分な余裕をもってご申請をお願いいたします。特に『就労証明書』につきましては、お勤め先の会社等、雇用主に作成いただくものとなります。準備にあ  
る程度の期間を要すると考えられますので、ご注意ください。
- ◆各種必要書類に係る市の指定様式は、市ホームページより入手することができます。

表(1)

| 保育を必要とする事由            | 必要書類（申請書に添付する書類）                                                 | 認定期間・注意事項                                                                              |
|-----------------------|------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 月64時間以上の就労            | ・就労証明書(市指定様式)※自営業の場合は保護者自身が記入してください。（併せて表(2)もご確認ください）            | 証明書にて届出を受けた就労が続いている間                                                                   |
| 疾病・負傷・障害              | ・主治医の意見書（保護者等疾病用）もしくは障害者手帳の写しまたは介護保険被保険者証                        | 完治等により事由が消滅するまで                                                                        |
| 親族等の介護・看護             | ・介護が必要な親族の状況がわかる種類（介護保険被保険者証の写しもしくは主治医の意見書（保護者等疾病用））かつ介護・看護状況説明書 | 介護・看護・付添を継続している間                                                                       |
| 災害復旧                  | 罹災証明書かつ状況説明書                                                     | 災害復旧に従事している間                                                                           |
| 求職活動・起業準備             | なし                                                               | 効力発生日から起算して90日目の属する月の末日まで                                                              |
| 就学                    | 在学証明書かつ授業時間数や日程のわかるカリキュラム等                                       | 卒業（修了）日を迎える月の末日まで                                                                      |
| 下の子の出産の前後             | 母子健康手帳の写し(父母の名前及び分娩予定日を記入したページ)                                  | 出産月の2ヵ月前月初から（多胎妊娠の場合は出産月の4ヵ月前月初から）出産後56日目を迎えた月の末日まで                                    |
| 下の子の育児休業中<br>または育児休暇中 | 就労証明書(市指定様式)または育児休業証明書(任意様式)                                     | 会社から認められた育児休業の終了日を迎える月の末日まで（就労先が発行した育児休業証明書に会社名、保護者氏名、育児休業期間が記載されていない場合は就労証明書をご提出ください） |

※身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳については、対象者の氏名・生年月日・マイナンバーをご記載の上、マイナンバーカードもしくはマイナンバー確認書類（→P4）のご提出があれば添付は不要です。ただし、転入予定の方など、手帳の情報（住所、氏名等）が現在と異なる場合はマイナンバーによる情報連携ができない場合もあります。

- ◆保護者が以下の状況に該当する場合、表(1)の必要書類に加えて表(2)の書類を追加する必要があります。

表(2)

| 保護者(申請者)の状況        | 必要な追加書類                                                                                                          |
|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 自営業である場合           | 自営業の実績確認ができる書類（確定申告書または個人事業の開業届）<br>※法人格を有している場合、または船橋市が課税する個人住民税の情報で、直近の申告年度の収入を「営業等」又は「農業」区分で申告されている場合は省略できます。 |
| ひとり親の場合（離婚）        | 離婚届受理証明書または戸籍謄本<br>※離婚成立日と親権者が記載されているものを提出してください。                                                                |
| ひとり親の場合（未婚）        | 戸籍謄本                                                                                                             |
| 離婚調停中で配偶者と別居している場合 | 申立書の写しもしくは呼び出し状または事件係属証明書                                                                                        |
| 養子縁組している場合         | 戸籍謄本                                                                                                             |

※上記のほか、外国籍の方は追加の書類が必要になる場合がございます。詳しくは保育入園課までお問い合わせください。

**【お問い合わせ・ご提出先】**  
〒273-8501 船橋市湊町2丁目10番25号  
●施設等利用給付2号・3号認定(保育の必要性の認定)の申請・施設等利用費の請求について  
船橋市 地域子育て部 保育入園課 TEL 047-436-2329  
●私学助成幼稚園の利用料無償化について（※『保育の必要性』がなく、幼稚園をご利用の方）  
船橋市 教育委員会 学務課 TEL 047-436-2858